

議第7号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

堀 貴 雄

(提案理由)

博物館法の改正に伴う改正。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十（略）

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規則の制定又は改廃に関すること。

十二から二十（略）

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 前提となる事実

博物館法の改正に伴い、関係する教育委員会規則の改正を行うもの。

2 施行日

令和5年4月1日

3 内容（一部改正）

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

- ・ 博物館法の改正に伴う岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正に伴う所要の規定の整理

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第八号まで及び第十号」を「第十五号まで（第五号を除く。）」に、「第十号にあつては、」を「第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

（新）

第一条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から五まで 略

六 委任等規則第三条第一項第二号から第十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては軽易な事項を除く。）

2 略

付則 略

（旧）

第一条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から五まで 略

六 委任等規則第三条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる事務（第十号にあつては、軽易な事項を除く。）

2 略

付則 略